

枝幸町地域公共交通活性化協議会設置規程

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「交通網形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、枝幸町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 交通網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) その他協議会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とし、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町民及び公共交通利用者の代表者
- (2) 国及び道の関係行政機関の代表者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者及びその団体の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (5) 副町長及び町長が指名する町の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置き、会長は副町長をもって充て、副会長は会長が委員の中から指名する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 委員及び関係者は、会議で決定した事項については、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画政策課において処理する。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に係る経費は、国からの補助金、町からの負担金、事業実施に係る関係者からの負担金等、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監事)

第10条 会長は、協議会に監事2名を置く。

2 監事は、委員の中から会長が指名する。

3 監事は、協議会の会計監査を行い、その結果を、協議会の会議で報告する。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納及びその他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼及び費用弁償)

第12条 委員の謝礼は1日2千円とし、費用弁償については、枝幸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年条例第40条）の定めるところ

ろによる。ただし、国、地方公共団体又はそれらに準ずる機関の職員が、委員を兼ねるときは、その兼ねる委員として受けるべき費用弁償は支給しないことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年11月1日から施行する。